

【料金徴収の期間】

箱根新道は、料金徴収期間を定めたうえで料金徴収し、償還後は無料開放される一般有料道路です。

道路資産の帰属については、道路整備特別措置法第52条に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が保有する道路資産は、料金徴収期間の満了の日の翌日において本来道路管理者である国に帰属されます。

機構と中日本高速道路株式会社(以下「会社」という。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項及び高速道路株式会社法第6第1項条の規定に基づき「一般国道1号(箱根新道)に関する協定」を締結し、平成23年7月25日までとしています。

この料金徴収の期間は、会社への道路資産の貸付及び維持、修繕を行うことができる期間と同じであり、その翌日である平成23年7月26日に道路資産が本来管理者に帰属され、横浜国道事務所が管理を引き継ぐことになります。

道路整備特別措置法抜粋

(道路資産等の道路管理者への帰属)

第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。)は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法抜粋

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
- 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容(修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)
- 三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
- 五 機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
- 六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
- 七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
- 八 その他国土交通省令で定める事項

高速道路会社法抜粋

(協定)

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定(次項において単に「協定」という。)を締結しなければならない。